

野馬追通り銘醸館日本家屋運営事業者募集要項

1. 募集内容

野馬追通り銘醸館の日本家屋において食事等を提供することを目的とする運営事業者を募集します。

2. 施設概要

- (1) 所在地：福島県南相馬市原町区本町2丁目5番地
- (2) 食堂位置：野馬追通り銘醸館日本家屋
- (3) 面積：247㎡

3. 運営事業内容

別紙「野馬追通り銘醸館日本家屋運営事業仕様書」のとおり

4. 使用許可期間

- (1) 使用許可開始日から令和8年3月31日まで。
以降、令和8年4月1日から1年ごとの更新を可能とし、(一社)南相馬観光協会が野馬追通り銘醸館の指定管理者である期間中は、これを適用します。
※ 審査結果の通知日から3か月以内に営業を開始することとし、やむを得ない事情により遅れる場合は、協議の上決定します。
※ 使用权の第三者への貸与および委託を禁止する。
- (2) 事業を終了する場合は3か月前までに通知し、原状回復の義務を負うものとします。
- (3) 本募集要項および仕様書に違反した場合、使用期間に関わらず貸出を中止します。

5. 応募資格

応募事業者は、個人・法人・その他の団体とします。なお、新規に法人を設立する・個人事業主となる予定である方も応募可能ですが、使用許可開始前までに「法人設立届出書」または「個人事業の開業届出書」を提出していることが条件となります。また、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 申込をしようとする法人およびその役員並びに個人が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (2) 使用許可開始前までに、保健所より野馬追通り銘醸館日本家屋の飲食店営業許可を取得することが条件となります。
- (3) 市税の滞納がないこと。

6. 応募スケジュール

| | |
|--------------------|---|
| 「参加申込書」、「企画提案書」の受付 | 令和7年3月1日（土）～3月31日（月） |
| 内覧 | 令和7年3月1日（土）以降随時（事前申込） |
| 面接 | 令和7年4月4日（金） |
| 審査結果の通知 | 令和7年4月11日（金） |
| 営業開始 | 令和7年7月11日（金）までに開始 ※結果通知日から3か月以内を基本とします |

7. 応募手続き

各種申請様式は、南相馬観光協会公式サイトからダウンロードしてください。

<https://minamisomakanko.org/>

ダウンロードできない場合は、野馬追通り銘醸館に申請書類を備え付けていますので、ご来館ください。

(1) 参加申込書・企画提案書等の提出

① 提出書類：ア. 提出書類様式 1式

イ. 登記事項証明書及び定款の写し 1部

(発行日から3か月以内のもの)

※ 法人以外の団体にあつては会則などの写し 1部

※ 個人の場合は住民票抄本及び身分証明証の写し 1部

ウ. 飲食店営業許可書の写し 1部

※ 現在、飲食店を営業している方に限ります。

② 提出期限：令和7年3月31日（月）午後5時00分まで

③ 提出方法：持参又は郵送（書留で郵送、令和7年3月31日（月）必着）

④ 提出先：野馬追通り銘醸館

※ 書類は紙媒体とデータ（メールまたはCD・DVDなど）で提出してください。

8. 審査方法

(1) 参加資格・企画内容等の審査

参加資格に適合している事業者について、企画提案書等の書類審査及び面接を行い、総合的に評価し決定します。

(2) 審査結果

本選考の結果は、書面により応募者全員に通知します。

(令和7年4月11日（金）予定)

9. その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しません。

(2) 提出された企画提案書等は本審査以外の目的には使用しません。

(3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は無効とします。

(5) 企画提案書は、1社(1者)につき1案しか提出できないものとします。

10. 本事業の事務局

〒975-0008

福島県南相馬市原町区本町2丁目52番地

野馬追通り銘醸館(南相馬観光協会内)

TEL: 0244-26-8040

FAX: 0244-22-2115

メール: info@minamisomakanko.org(南相馬観光協会)